

公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第21号

公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会規程（2019年4月1日規程第21号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（2019年4月規程第1号）第6条第1項 _____</p> <p>の規定に基づき、研究活動に係る倫理性に関して必要な事項を調査審議するため、<u>公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会</u>の下に公立大学法人神戸市看護大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、<u>次の各号に掲げる者</u>（以下「委員」という。）で組織する。</p> <p>(1) <u>学長が指名する教員</u></p> <p>(2) <u>総務・施設担当理事が指名する職員</u>（前号の教員を除く。）</p> <p>第3条～第4条 (略)</p>	<p>及び公立大学法人神戸市看護大学研究計画に関する倫理審査規程（平成31年4月規程第107号）第3条</p> <p>学長</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる要件を満たすよう学長が学内外から指名し、または委嘱する者（以下「委員」という。）で組織する。この場合において、第1号から第3号に掲げる者は同時に他を兼ねることはできない。</p> <p>(1) <u>医学若しくは医療の専門家等又は自然科学の有識者が含まれていること。</u></p> <p>(2) <u>倫理学若しくは法律学の専門家等又は人文科学若しくは社会科学の有識者が含まれていること。</u></p> <p>(3) <u>研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。</u></p> <p>(4) <u>本学の役職員以外の者が複数含まれていること。</u></p> <p>(5) <u>男女両性で構成されていること。</u></p> <p>(6) <u>5名以上であること。</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>(招集及び議事)</p> <p>第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>5 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>6 委員会は、必要に応じて、委員以外の者 _____ に出席を求め、意見を聴くことができる。 (所掌事項)</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 研究活動の倫理性に係る基本方針に関する事項</p> <p>(2) <u>研究活動における倫理指針等倫理審査に関する事項</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、研究活動の倫理性に関する事項</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>ただし、<u>公立大学法人神戸市看護大学研究計画に関する倫理審査規程第10条(平成31年4月規程第107号)の規定による倫理審査(以下「倫理審査」という。)に係る場合は、第2条の構成要件を満たさなければならない。</u></p> <p>ただし、<u>倫理審査に係る場合は、原則として全会一致をもって決定するものとする。この場合において、審議を尽くしてもなお全会一致が困難な場合は、出席者の5分の4をもって決する。</u></p> <p>6 <u>倫理審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等は、倫理審査に係る審議及び議決に参加することはできない。ただし、委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究に関する説明をすることができる。</u></p> <p>7 <u>(倫理審査に係る場合は有識者)</u></p> <p>_____</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p>